

記載例3……8月分まで徴収し、残りの税額を普通徴収に切り替える場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号	12-34567		※市町村ごとに異なります		
宛名番号	1234				
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	人事課人事労務係			
	氏名	特徴 花子			
電話	000-000-0000 (内線 123)				
	異動後の未徴収 税額の徴収				
異動の事由		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (翌月10日納期分) 理由 異動の事由のとおり			
① 退職 ② 転勤 ③ 休職・長期欠勤 ④ 死亡 ⑤ 支払少額・不定期 ⑥ 合併・解散 ⑦ その他 (特別徴収不可)		※「7. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1	他の事業所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄 該当者				
2	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)				

〇〇〇 市(町村)長		住所(居所) 又は所在地	〒 012-3456 〇〇県×市△△1-2-3																	
令和 ××年 〇〇月 △△日提出		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツシヨウジ																	
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は名称	株式会社 ○×商事																	
		代表者の 職氏名	代表取締役 特徴 太郎																	
		個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給与所得者		受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日												
123456		氏名	鈴木 一郎 (旧姓)		円	6月	9月	××・8・31												
生年月日		昭和・平成		50年	1月	1日														
個人番号		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1月1日 現在の住所		〇〇県×市△△3-2-1																		
給与の支払を受け なくなった後の住所																				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する欄にも記載してください。

一括徴収の理由		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。	
1. 異動が令和 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)		(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)	
2. 異動が令和 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)	
異動者印		(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)	
		↑ 普通徴収税額	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	氏名		月分から徴収し、納入します。		
フリガナ	電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
氏名又は名称	(内線)	納入書 要 ・ 不要			
代表者の職氏名	受給者番号				
法人(個人)番号					

※市町村記入欄

御注意
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収すること義務づけられています。
3 2 1 黒のボールペン又はブルーのボールペンで記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。